保医発 0525 第 2 号 平成 30 年 5 月 25 日

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

ボトックス注用の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う 留意事項の一部改正について

標記について、平成30年5月25日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条第9項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

## 1 ボトックス注用 50 単位

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成 20 年 12 月 18 日付け保医発第 1218001 号)の記 2 の (2) の①を次のように改める。

① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発声障害以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発声障害に使用した場合に限り算定するものであること。

## 2 ボトックス注用 100 単位

「薬価基準の一部改正について」(平成9年4月1日付け保険発第49号)の記Ⅱの2の(1)を次のように改める。

(1) 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、 警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発声障害以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発声障害に使用した場合に限り算定するものであること。 ◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成20年12月18日付け保医発第1218001号)の記2の(2)

改正後

- 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
- (2) ボトックス注用 50 単位
- ① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発声障害以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発声障害に使用した場合に限り算定するものであること。

②•③ (略)

現
行

- 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
- (2) ボトックス注用 50 単位
- ① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び斜視以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び斜視に使用した場合に限り算定するものであること。

② • ③ (略)

◎「薬価基準の一部改正について」(平成9年4月1日付け保険発第49号)の記Ⅱの2

(2) (略)

改正後 現 行 Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 ボトックス注用 100 単位 2 ボトックス注用 100 単位 保険適用上の取り扱い 保険適用上の取り扱い (1) 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生される (1) 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生される A型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量 A型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量 を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、 を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、 下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮 下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮 に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発 に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び斜視以外には使 声障害以外には使用しないこと」、また、使用上の注意にお 用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以 いて、「これら以外の適応には安全性が確立していないので 外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しない 絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側 こと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性 顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児 斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者に おける下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び 脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性 腋窩多汗症、斜視及び痙攣性発声障害に使用した場合に限 斜視に使用した場合に限り算定するものであること。 り算定するものであること。

(2) (略)